

長崎市中小企業創業資金 (令和6年4月1日現在)

創業 応援

この融資制度は、事業を営んでいない個人で、市内で新たに創業又は会社を設立される方や創業又は会社設立後5年を経過していない方が、創業に必要な資金を「長期・固定・低利」で借り入れることができる制度です。
※事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した後、5年を経過しない間に法人成した場合を含みます。

1 ご利用いただける方

- ・事業開始までに、住所（法人の場合は登記簿上の所在地）が市内にあること。
- ・市税を完納している方。
- ・商工会議所または商工会から「長崎市中小企業創業資金に係る推薦書」の発行を受けた方。若しくは「創業サポート長崎」を利用し、長崎市から支援を受けたことの証明書の発行を受けた方。

※NPO法人は保証制度上ご利用になれません。

2 融資条件

項 目	内 容
資金使途	創業に必要な設備・運転資金
限 度 額	3, 500万円
利 率	年1. 4%
償還期間	設備 10年（うち据置期間2年以内） 運転 7年（うち据置期間1年以内）
保 証 料	長崎市が全額補給
担保・保証人	無担保。原則法人代表者以外の保証人は不要

3 留意事項

融資にあたっては、融資取扱金融機関及び長崎県信用保証協会の審査があります。

審査の結果、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

4 お問合せ先

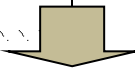
長崎市役所 経済産業部 商業振興課

長崎市魚の町4-1 14階

電 話：095-829-1150



5 手続きの流れ

商工会議所または商工会に相談する場合	「創業サポート長崎」を利用する場合
①「長崎市中小企業創業資金に係る推薦願」を提出 「長崎市中小企業創業資金に係る推薦願」に<u>事業計画書</u>（長崎県信用保証協会様式の「創業・再挑戦計画書」と市税の完納<u>証明書</u>を添えてお近くの商工会議所または商工会へ提出します。 ②「長崎市中小企業創業資金に係る推薦書」の発行 ①の「長崎市中小企業創業資金に係る推薦願」などの提出を受けた商工会議所または商工会は、事業計画書の策定を指導し、本制度の対象として適当であると判断されれば「長崎市中小企業創業資金に係る推薦書」を発行します（長崎市、長崎県信用保証協会、取扱金融機関あて）。 ③取扱金融機関へ融資の申込み - 市税の完納証明書などを持参し、取扱金融機関へ融資の申込みを行います。	① 長崎市経済産業部商業振興課（市役所14階）へ相談 - 相談内容に応じて、必要な支援を行う支援機関へおつなぎします。 ＊各機関での相談は無料。（一部セミナー等は負担あり） ②長崎市から支援を受けたことの証明書の発行 - 支援機関からの一定の支援を受けた後に発行されます。 証明書発行のメリット (1) 株式会社設立時の登録免許税が軽減（軽減率2分の1） (2) 創業6か月前から本資金の利用が可能 (3) 長崎市創業者広報活動支援補助金の申請が可能になります。 ③取扱金融機関へ融資の申込み ②の長崎市から発行された証明書の写しや市税の完納証明書などを持参し、取扱金融機関へ融資の申込みを行います。
	
④信用保証依頼 - 借入先の金融機関から長崎県信用保証協会へ信用保証依頼書が送付されます。（信用保証が決定すると、長崎県信用保証協会から借入先の金融機関へ保証承諾書が送付されます。） ⑤貸付契約締結 - 資金の貸付が決定すると、貸付証書が作成され、借入先の金融機関から融資されます。（貸付金は借入先の金融機関へ返済していただきます。）	

※商工会議所または商工会の連絡先

機関名	住 所	連絡先
長崎商工会議所	長崎市桜町4-1	095-822-0111
東長崎商工会	長崎市矢上町20-27	095-839-8866
長崎市北部商工会	長崎市三重町958	095-850-0050
長崎南商工会	長崎市布巻町88-1	095-892-0078